

2018年12月17日、東京都世田谷区内におきまして弊社路線バスによる重大事故が発生しました。二度と同様の事故を発生させないよう、役職員一同、学童との事故防止を含め、輸送の安全確保を徹底し再発防止に向けた取り組みを行ってまいります。

東急バス株式会社 ・ 株式会社東急トランセ

## 2019年度 輸送の安全に関する取り組み

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は「輸送の安全の確保」に関する基本的な方針として「安全方針」を定め、その実践と正則作業の徹底により全社員が一丸となって安全・快適な輸送サービスの提供に努めています。また、輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

## 安 全 方 針

#### ・安全はすべてに優先

私たちは、安全な運行・車両を提供するとともに、お客さまの安全を最優先に行動することにより、一致団結して輸送の安全を確保します。

#### ・法令や規則を遵守

私たちは、輸送の安全に関する法令や規則を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。

#### ・推測に頼らず、必ず確認

私たちは、職務の実施にあたり、推測ではなく、常に輸送の安全に関する状況を確認し、情報は正確かつ迅速に伝えます。

#### ・問題意識を持ち、変革に挑戦

私たちは、常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち、安全におけるPDCAサイクルを徹底することにより、変革に挑戦します。

### 2. 安全重点施策における輸送の安全の確保に関する取組目標

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、2019年度の安全重点施策において、輸送の安全に関する目標を以下の通り定めます。

#### 【重点目標】 重大事故の撲滅

#### 【1】 安全確認行動の徹底

- ①発進時の歩行者との接触事故ゼロ
- ②発進時の車内事故ゼロ
- ③横断歩道・交差点付近での歩行者との接触事故ゼロ
- ④自転車追越し時の接触事故ゼロ
- ⑤道路交通法違反（速度超過、信号無視等）に起因する事故ゼロ

## 【2】関係法令および社内規程の遵守

- ⑥業務監査指摘事項の根絶
- ⑦飲酒反応者ゼロ

## 【3】安全・快適な輸送サービスの向上と、これに資する有効な投資

- ⑧車両・停留所施設等の輸送施設に起因する事故ゼロ
- ⑨整備状況の見極め不足に起因する路上故障の撲滅

## 【4】コミュニケーションの更なる深化

- ⑩迅速かつ正確な報告の実施
- ⑪ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ⑫内部監査およびマネジメントレビューに基づく安全施策の検証・見直しの深化

### 3. 安全重点施策における輸送の安全の確保に関する取組計画

当社は、2019 年度の取組目標達成に向け、輸送の安全の確保と快適な輸送サービスを提供するための具体的な取り組みを、以下の通り実施してまいります。

#### 【1】安全確認行動の徹底

##### (1) 事故を未然に防ぐ安全運行の徹底

###### ① 「安全重点 3 則」の徹底

- ・ 指差呼称による安全確認をします
- ・ 右左折時に一旦停止をします
- ・ 発進時に着席確認をします

※安全重点 3 則の実施状況を、定点調査、添乗調査等により継続的に確認します。

###### ② 「安全確認行動宣言」活用による安全意識の共有

- ・ 私は、人命保護と救護を最優先に行動します。
- ・ 私は、指差呼称で歩行者の確認をします。
- ・ 私は、右左折時の一旦停止と、身体を動かして目視確認をします。
- ・ 私は、着席確認と二度視ることで車内事故を防止します。
- ・ 私は、横断歩道・交差点付近通過時は、空走距離をなくすため、必ずブレーキに足を乗せ、最徐行（10 km/h 以下）で通過し、横断歩行者がいる場合は必ず停止します。
- ・ 私は、自転車が、飛び出すと思い近づかず（前方 10m）、距離をとり（側方 2m）、追い抜きません。（バス停車前 50m）
- ・ 私は、遅れても平常心を保ち、視る・待つ・譲る気持ちから優先意識を排除します。

##### (2) 事故の再発防止に向けた取り組み

###### ① 地域、行政と連携した事故防止の取り組み

- ・ こども、高齢者向けの交通安全教室の開催  
地元警察署および地元小学校・幼稚園・保育園や町内会等との連携により、バス実車を用いた交通安全教室を開催し、基本的な交通ルールの啓蒙に加え、死角や内輪差といったバスの特性についても体験していただきながら、バスの安全運行と事故防止へのご協力をお願いしています。
- ・ 地域における交通安全教育の推進  
交通安全教育に関する教材等の作成、配布を通じた普及を推進します。
- ・ 事故防止運動の実施（全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検 等）

## ② 過去の事故経験の継承と再発防止

- ・過去の重大事故を振り返る日を設け、本社役職者による巡視（点呼実施状況等の確認、危険箇所における街頭警戒等）を実施
- ・いのちの日（年 7 回）
- ・重大事故を撲滅する日（年 12 回）
- ・過去の重大事故事例を映像資料化し、事故防止研究会や乗務員研修時等に活用
- ・交通事故被害者ご家族による講演会の開催
- ・営業所管理者・本社員に対する事故対応経験の継承に関する講演会の開催

## （3）健康管理対策の充実（健康に起因する事故ゼロの継続）

### ① SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施とフォロー

- ・乗務員をはじめ、業務上で自動車を運転する可能性がある全従業員に対し、SAS簡易検査を3年毎に実施しています。
- ・簡易検査の判定結果への対応とフォローについて社内規程を定め、これに基づき医療機関への受診勧奨を行うとともに、対象者への面談を定期的に行い、治療状況の把握に努めています。
- ・業務上で自動車を運転する可能性がある全従業員に対し、SASに関する正しい知識、生活習慣によるSASへの影響を理解させ、改善させるための指導・教育を継続して実施します。
- ・SASと疑われる症状等が確認された乗務員に対しては、乗務員から気軽に相談できる環境づくりに努めると共に、『自動車運送事業における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性和活用～』（2015年8月改訂・国土交通省自動車局）に基づく対応を継続します。

### ② 脳MRI健診・心臓ドック診断の実施

- ・脳MRI健診の実施について、5年毎に全乗務員が受診するよう対応してきましたが、2018年2月に制定された国土交通省『自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン』を受け、順次、3年毎の受診に変更します。
- ・心臓ドックについては、引き続き健康診断の結果・年齢等を考慮し、より精緻な検査が必要であると考えられる乗務員から対象者を選定し、実施します。

### ③ 日常健康管理体制の充実

- ・運転者の健康管理に関するマニュアルに基づき、日常健康管理に関する各種基準等ならびに運用方法を明確化し、適正に運用しています。
- ・乗務員については「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等とその前兆、自覚症状」（2014年4月18日改訂『事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル』国土交通省自動車局・自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会）を用いて自己診断を行わせた上で、個別面談による健康状態の確認を年2回実施しています。2018年度より、健康診断結果に基づく運行管理者による個別面談と保健師による面談との連携を図り、健康状態をよりの確に把握し、健康管理に関する指導を継続します。
- ・点呼時等における健康状態把握の強化
- ・定期健康診断の実施（年2回）
- ・60歳以上の乗務員に対する視機能検査（夜間視力・深視力等）の実施（年1回）
- ・健康管理システム導入によるデータ一元化と、これを活用した管理体制の充実
- ・保健師による心身の健康相談の実施（月1～2回）
- ・乗務員の家族ぐるみによる健康管理
- ・社長から乗務員家族へむけてのメッセージとして、健康管理の重要性および協力要請の手紙を発送し、家族ぐるみによる健康管理に努めています。

## 【2】関係法令および社内規程の遵守

### (1) 関係法令等の遵守

#### ① 関係法令への適合性の把握と推進

- ・ 関係法令・制度改正等の把握と速やかな対応
- ・ 安全に関する社内アンケート調査による従業員意識の把握とフォローアップ
- ・ 社内業務監査等を通じた、関係法令等への適合性確認とフォローアップ

#### ② 飲酒・薬物運転防止に関する取り組み

- ・ 全従業員に対する携帯型アルコールチェッカーの貸与により、日常の飲酒量管理と、通勤時の飲酒運転防止を徹底
- ・ 従業員に対するアンケートおよびヒアリングを定期的を実施し、飲酒実態を確実に把握するとともに、実施結果に基づく指導監督を強化
- ・ 飲酒運転防止インストラクターによる講習会、保健師による面談等を通じ、飲酒とアルコールに対する意識啓蒙・教育を推進
- ・ 違法薬物に関する意識啓蒙および、薬物運転防止対策の実施

#### ③ 携帯電話・スマートフォン等の適切な運用と管理の徹底

- ・ 業務用を含む携帯電話・スマートフォン等の取扱いについて社内規程を定め、適切な管理と乗務中の使用禁止、並びに乗務中の私物携帯電話・スマートフォン等原則携行禁止を徹底
- ・ 運行管理者によるドライブレコーダー映像を活用した乗務状況の確認および指導監督を定期的を実施

### (2) 教育および研修

#### ① 教育・研修スケジュールに基づき実施

##### 【乗務員】

- ・ 定期研修（3年毎）
- ・ 事故惹起者・苦情惹起者に対する定期研修
- ・ 安全運転訓練車による実車研修
- ・ 入社1年目および3年目の乗務員に対するフォローアップ研修
- ・ 指導乗務員に対する定期研修（3年毎）
- ・ 高速・貸切乗務員に対する定期研修（3年毎）
- ・ 指導乗務員および高速・貸切乗務員の安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）への派遣による研修の継続
- ・ 冬季・雪道での安全運行に備えた雪道研修の実施
- ・ 高齢運転者のフォロー強化（健康・適性等、高齢者に特化した研修実施）
- ・ 教育センター指導担当者への研修実施 等

##### 【事務員（営業所管理者・本社員）】

- ・ 定期研修（1年毎）
- ・ 運行管理者実務研修
- ・ 飲酒運転防止インストラクター講習の受講
- ・ 運輸安全マネジメント制度の趣旨・目的、当社取り組みの周知徹底
- ・ 運行管理者講習実施認定事業者としての一般講習、基礎講習の実施 等

##### 【工場員】

- ・ 定期研修（1年毎）
- ・ 車載機器整備研修（冷房、運賃機等）
- ・ タイヤ空気充填取扱い研修

- ・ リスクアセスメント研修
- ・ 労働安全衛生法に基づく特別教育
- ・ 部品メーカーでのブレーキ構造講習
- ・ 技術マイスター認定制度等

## ② 運転技術の向上にむけた取り組み

- ・ 運転技能コンテスト「D-1 グランプリ」の開催  
車両特性や重点施策の重要性を再認識することにより、乗務員の安全意識向上と、モチベーション向上を図ることを目的に、年1回開催しています。
- ・ 安全運転講習会の開催
- ・ 運転技能評価システム「Objet(オブジェ)GV」の活用

## ③ 安全に関する講演会等の開催および参加

- ・ 安全講演会、運行管理者研修会の実施（年2回）
- ・ ガイドラインセミナー等、運輸安全マネジメント制度に関する講習の受講
- ・ N A S V A安全マネジメントセミナーへの参加
- ・ 国土交通省の開催するシンポジウムへの参加 等

## 【3】安全・快適な輸送サービスの向上と、これに資する有効な投資

### (1) 快適な輸送サービスの提供

- ・ C S管理システムを活用した、お客さまの声の収集と分析  
お客さまからの声をデータベース化して収集・分析し、サービス改善に活用しているほか、特に事故に繋がりにくい運転に関わるご意見については、ヒヤリ・ハット情報として発生要因を詳細に分析し、再発防止に取り組んでいます。
- ・ お客さまの声を反映させるための会議体等の開催
- ・ ホームページや「東急バスナビ」等を通じた運行情報の提供

### (2) 安全・安心な輸送施設の提供

#### ① 安全・安心な車両の運行

- ・ 法定点検（3か月毎）に加えた自主点検（1か月毎）の実施
- ・ 車両故障初期対応マニュアルの活用
- ・ リコール等を含む車両整備に係るリスク情報の共有と対策の徹底

#### ②安全装備の計画的な導入と安全機器の高度化の推進

- ・ 反転式スロープ板の装備やノンステップエリアの拡大を行った、新基準による国交省標準仕様ノンステップバスの導入推進
- ・ 夜間の視認性向上のため、既存路線バス車両のLEDヘッドライト交換を推進
- ・ 高速・空港路線車両、貸切観光バス車両における安全装備の充実  
既存車両への安全装置装着およびエンジンルーム消火装置の全車取付けに加え、「衝突被害軽減ブレーキ」「車線逸脱警報装置」等の安全装置を装備した新型車両への代替、および多機能型デジタルタコグラフへの更新を順次進めています。
- ・ 夜行高速バス車両への非常通報装置設置
- ・ ドライバー異常時対応システム搭載車の導入

#### ③ 停留所施設の計画的な整備

- ・ 老朽化した上屋等停留所施設の計画的な代替

## 【4】コミュニケーションの更なる深化

### (1) 迅速かつ正確な報告と異常時の情報共有

- ・ 緊急事態発生時の報告・連絡体制に基づき、報告・共有すべき情報内容および伝達する対象者を明確に定め、迅速かつ正確に情報を共有
- ・ 情報伝達訓練の定期的な実施
- ・ 異常時対応訓練の実施
- ・ 地域や行政機関と連携したテロ・バスジャック等対策訓練の実施

### (2) 事故情報およびヒヤリ・ハット情報の収集・活用（リスク管理）

#### ① ヒヤリ・ハット情報の収集と共有

一歩間違えれば事故に繋がったかもしれないミスや危険な経験を、「ヒヤリ・ハット情報」として積極的に発信し、誰にでも起こり得るものとして全社的に共有する風土をつくるため、コンテスト形式により各営業所が収集したヒヤリ・ハット情報を持ち寄り、広く共有する取り組みを行っています。

2015 年度以降は、毎年度末に「ヒヤリ・ハット・シェア大賞」として全 12 営業所のヒヤリ・ハット情報を振り返り、全社的に共有を図っています。引き続き、ヒヤリ・ハット情報のさらなる掘り起しに力を入れて取り組みます。

#### ② 事故、ヒヤリ・ハット情報を活用した教育の実施

- ・ 社内・社外の事故事例を活用した事故防止研究会の開催
- ・ 事故事例、ヒヤリ・ハット情報を活用した教育の実施  
各営業所の事故防止研究会において、実際の事故や「ヒヤリ・ハット・シェア大賞」での事例、ドライブレコーダーによる記録映像を活用したKYT（危険予知トレーニング）を実施します。  
今年度も引き続き、前年度末に実施した「ヒヤリ・ハット・シェア大賞」の事例に、過去の事故事例や運輸安全マネジメントに関する基礎情報等を組み合わせた教育資料集として「輸送の安全性向上のために～命を運ぶ、その責任と誇り～」を作成し、全従業員に配布するとともに、営業所での小集団活動に活用します。

#### ③ リスク管理に関する要員への教育・訓練等の強化

- ・ 事務員（営業所管理者・本社員）を対象とした研修時に、リスク管理に関する教育を実施

### (3) 情報共有およびコミュニケーション

#### ① 本社役職者による営業所訪問

- ・ 運動初日巡視（年 4 回）
- ・ いのちの日（年 7 回）

#### ② 役員と従業員との直接対話によるコミュニケーション

- ・ 社長、安全統括管理者等による役員講話および意見交換会（年 4 回）

#### ③ 会議体の開催

- ・ 本社部門と現業部門  
：安全推進会議、現業長会議、エリア長会議、本社安全部門と現業整備部門（工場長）との施策検討会議、事故防止対策会議、技術安全会議 等
- ・ 現業部門内  
：事務員会議、チーム会議（チームワーキング）、事故防止研究会、工場員会議 等

④ 社内情報発信とコミュニケーション

- ・ 社内報、社内イントラネットによる情報発信（トップメッセージ、運輸安全マネジメント取り組み状況等の掲載）
- ・ 「運輸安全マネジメント情報」の発行
- ・ 上記のほかにも改善アイデアの吸い上げ、良いところを積極的に褒める取り組みなどにより、社内における情報発信とコミュニケーションを深めます。

⑤ グループ内および社外との連携

- ・ 東急バス・東急トランセが一体となった運輸安全マネジメントの展開
- ・ 同業他社との情報交換の実施  
（意見交換会、安全対策会議、業務研究会、安全講演会等への参加）
- ・ 社外運転技能コンテストへの参加  
2015 年度より、同業他社の運転技能コンテストと当社の運転技能コンテスト「D-1 グランプリ」において代表乗務員の相互派遣を行っているほか、2016 年度より隔年開催される東京バス協会主催「バスドライバー安全運転コンテスト」の運営協力および代表乗務員の参加など、同業他社との積極的な交流を通じて、乗務員の安全意識およびモチベーションの向上を図っています。

⑥ 労働組合との連携とコミュニケーション

- ・ 労使双方の役職者で構成する「中央事故防止委員会」および担当者レベルによる「中央事故防止小委員会」を設置し、輸送の安全に関する諸課題を協議・共有
- ・ 各営業所においては、労使合同による「事故防止委員会」を設置し、各種事故防止活動を実施

(4) PDCAサイクルを意識した取り組みの強化

- ・ 事事故例はもとよりヒヤリ・ハット事例等を取り入れた、事故傾向分析の更なる精度向上
- ・ 事故防止研究会等、現場レベルでの個々の取り組みに対する効果測定の実施と、その結果を踏まえた見直し改善の実施
- ・ 研修、会議等の機会を利用した従業員への各種アンケートを実施し、法令・会社の施策等に対する理解度を測定。

**4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計**

2018 年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、以下のとおりです。 ※東急トランセは自社運行分のみ（東急バスからの受託運行分は東急バスに計上）

(1) 運転事故

会社名	2018 年度 目 標	実 績	内 訳	
			車内事故	その他
東急バス	0 件	*11 件	*7 件	*4 件
東急トランセ	0 件	0 件	0 件	0 件

\*実績値のうち有責事故件数 11 件（うち車内事故 7 件・その他 4 件）

(2) 車両故障

会社名	2018 年度 目 標	実 績
東急バス	0 件	*23 件
東急トランセ		1 件

\*目標値は有責車両故障のみ。実績値のうち有責車両故障は 16 件。

**5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびこれを踏まえた措置内容**

運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、輸送の安全に関する内部監査を年 1 回実施しています。2018 年度の実施概要は以下のとおりです。

実施期間：2018 年 11 月～12 月

監査対象：社長・安全統括管理者・本社全部門・全営業所・全工場

監 査 員：独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)、安全企画部安全推進課

監査結果：

**【評価事項】**

- ① 安全施策の見直し・改善の取り組み
- ② 重大事故対応体制の見直しを実施と妥当性を検証するための訓練の実施
- ③ 利用者からの声を活用し、事故防止並びにモチベーションの向上に努められていること。

**【改善推奨事項】**

- (ア) 取組の効果検証について
- (イ) ヒヤリ・ハット情報の収集に係る環境整備のための取組
- (ウ) 事故の多角的、多面的な傾向把握の実施
- (エ) 更なるヒヤリ・ハット活動の推進

**【改善措置】**

指摘内容を各取り組みに反映し、2019 年度にかけて対応を進めます。

**6. 輸送の安全に関する予算等の実績額**

輸送の安全に関する 2018 年度の実績額および 2019 年度の予算額は以下のとおりです。

(東急バス・東急トランセ合算)

(単位：百万円)

項 目	2018 年度 実績額	2019 年度 予算額
事故防止活動に係る費用	229	274
健康管理に係る費用	69	88
車両に係る費用	2,038	3,117
停留所等施設に係る費用	92	87
合 計	2,428	3,566

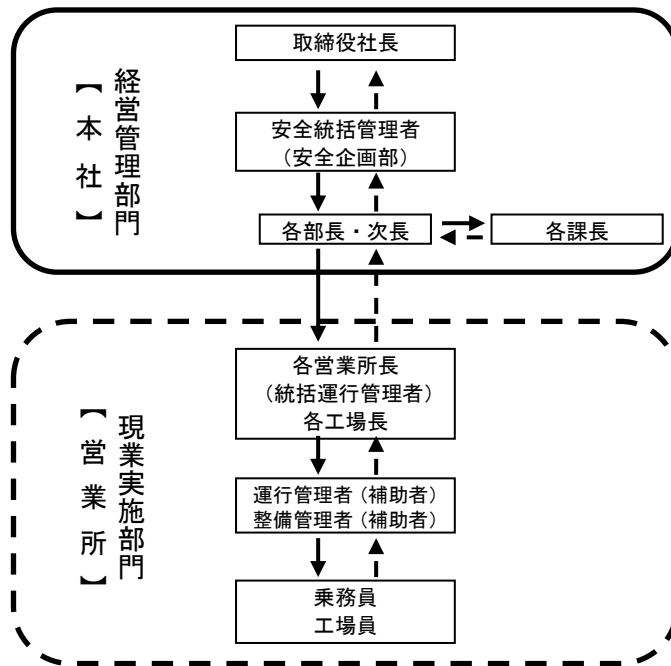


《安全に関する主な投資》

- ・ 事故防止：車両管理システム代替、折返所等における交通誘導の見直し
- ・ 健康管理：健康診断、脳 MRI 検査の実施体制強化
- ・ 車 両：最新型車両への代替（2018 年度 35 両、2019 年度 79 両予定）

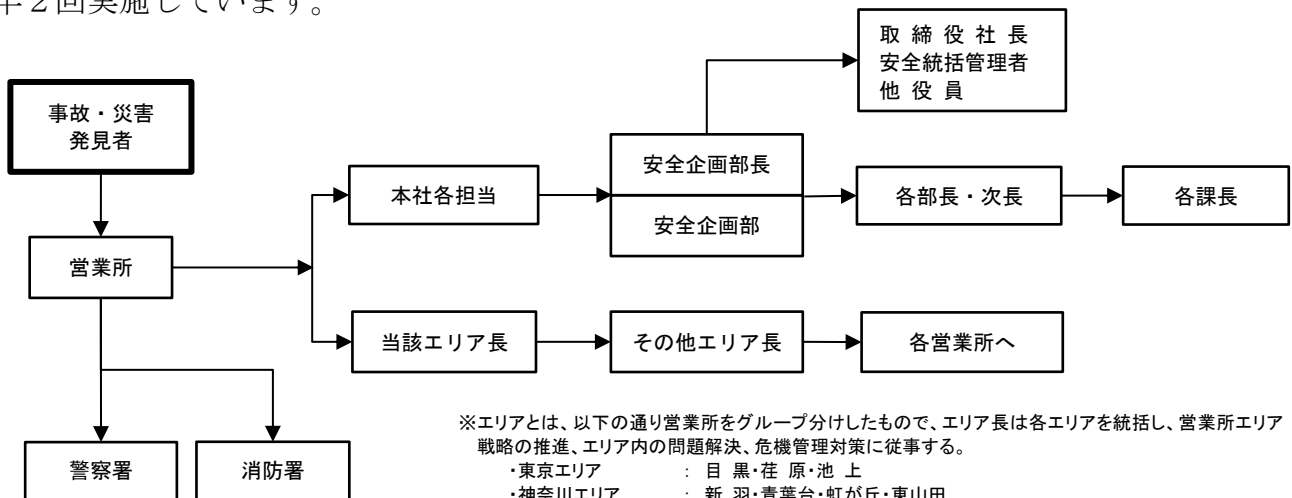
7. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統を「安全管理体制」として定め、それぞれの役割については安全管理規程 第 8 条で明確にしています。



8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

事故・災害等が発生したときの報告連絡体制は以下のとおりです。なお、情報伝達訓練を年 2 回実施しています。



※エリアとは、以下の通り営業所をグループ分けしたもので、エリア長は各エリアを統括し、営業所エリア戦略の推進、エリア内の問題解決、危機管理対策に従事する。

- ・ 東京エリア : 目黒・荏原・池上
- ・ 神奈川エリア : 新羽・青葉台・虹が丘・東山田
- ・ トランセエリア : 淡島・下馬・弦巻・瀬田・高津

**9. 安全統括管理者**

社長により選任された安全統括管理者は以下のとおりです。

会社名	役職	氏名	選任日
東急バス株式会社	執行役員運輸事業部長	尾形 剛	2019年7月1日
株式会社東急トランセ	取締役		

**10. 安全管理規程**

2006年10月1日制定

2019年7月1日改正

**11. 一般貸切旅客自動車運送事業における安全情報**

別紙参照

以上